

廃娼運動・存娼運動・買売春管理の資料を網羅した「戦前編／第Ⅰ期・第Ⅱ期」に続く、近現代日本の性暴力／買売春問題を俯瞰する資料集成、待望の「戦後編」刊行。

今なお続く性の商品化と性暴力の根源に迫る七〇〇余点の資料群！

〔編集復刻版〕

性暴力 問題資料集成

……
買売春問題資料集成「戦後編」

不出版

一九四五年八月。日本政府は、敗戦後ただちに、これまでアジア各地で行つてきた兵士「慰安」を占領軍にも提供した。

内務省と警察の指示を受けて結成された業者組織・RAA協会に始まり、GHQによる公娼制度廃止、一〇ヶ月後新たな集娼制＝赤線地域の形成、と性を売買する動きは急速に再編成されてゆく。

いっぽう、占領軍兵士によつて多発した女性暴行事件や引き揚げ女性への性暴力など、外国人の日本人女性への強姦・買春によつて、女性への性暴力が初めて問題化された。

しかし、女性を貧困と性暴力の被害にさらしながら、政府はあいかわらず性病と国辱の根源を売春女性にあるとし、戦前の廃娼運動からつながる反買売春運動がついに獲得した「売春防止法」もまた売春女性を処罰するという重大な欠陥を残したままであった。

本資料集成は、敗戦から売春防止法施行前後の一九六〇年まで、

女性への性暴力の歴史を七〇〇余点の資料によって跡づける。

全二五巻。
別冊一

解説＝藤田ゆき

A4判・B5判／上製／総約九〇〇〇ページ
撮定価＝本体六〇〇、〇〇〇円+税

編集復刻にあたって

敗戦と同時に、日本政府は、戦争中に日本軍がアジア各地で行っていた性的暴行と性奴隸制を当然日本占領の進駐軍も行うと考え、すぐさま賣春業者に命じて R.A.A協会を結成させ、女性たちを集め、「性的慰安施設」を提供した。接客婦募集は敗戦からわずか一日目の八月二六日、最初の占領軍向け賣春施設・大森小町園の開設はその翌日であった。

連合軍総司令部は、敗戦の翌年には「公娼制度廃止にかかる覚書」を日本政府に渡し、ここに娼妓取締規則の廃止すなわち戦前からの女性運動の悲願でもあった公娼制度の廃止が達成された。しかしそれは「公娼」がなくなつたことだけを意味し、「私娼」は「闇の女」として存在し、あいかわらず性病取り締まりの対象であり、警視庁は一〇ヶ月後には集娼地域を指定し「赤線」という名の公娼制を確立して再び公然と女性の売買を管理した。

貧困とアメリカ軍による性暴力は新たに女性たちを賣春産業へ追いやった。とくに少

女たちは五〇年代になってもなお人身賣買事件の犠牲になり続け、それは凶作や自然災害に遭った東北地方などだけでなく、東京など都市部でも頻発した。また国内だけでなく、中国などでもなされた外国軍隊・外国人による日本女性への性暴力は、日本のナショナリズムを刺激し、日本の近現代史上はじめて強姦・女性への性暴力を問題化させたのである。

一方、戦前から廢娼運動をたたかってきた女性たちそして初めて選ばれた女性議員たちは、買売春そのものの廃絶をめざし、「賣春禁止」の法制化を求めて粘り強く運動を進め、何度かの議員立法と国会審議を経て、ついには一九五六六年、賣春防止法をかちとる。賣春防止法が、買賣春を人としての尊厳を害するものとして禁じたことは長い買賣春史において画期的であった。しかし、賣春業者を処罰の対象とするのは当然としても、賣春女性をも処罰の対象にしたこと、そして買賣春制度のもたらした性病や女性への性暴力・蔑視・商品化があたかも賣春女性の責任であるかのように、買う男性ではなく、売る女性の「更生」が求められた、という欠陥を持つていた。そもそも性産業で働く当事者の女性たちの意志を反映させず、彼女らを「補導」されるべき対象として扱つたことに問題があつた。

また同法は、いわゆる街娼行為は禁じているものの管理買賣春での買賣春は問われておらず、その意味でも実効性が乏しく、性産業従事者が解放される道は遠かつた。

「戦後」という名とはうらはらに、女性たちにとって性暴力が横行し、性産業に生きるしかない状況は、戦場と変わりはなかった。

本資料集成は、敗戦後から一九六〇年までの性暴力・買賣春に関する書籍・リーフレット等の資料を収集して、編集復刻版とした。女性への暴力、性の売買の問題について考えるすべての人に対するものである。

*編集復刻版タイトルについて 小社では「賣春問題資料集成 戰前編 第一期／第二期」に統き、戦後編の編集を行つたが、初めての他国による占領によって女性への性暴力がようやく戦後になって問題化されたこと、そして買賣春それ自体が広い意味で性暴力のひとつとの形態であるという認識のもとに、本資料集成の書名とした。

内容見本
〔通常縮小して復刻版ページに原本四ページ分を面付けしております〕

(1)

緒論一

日本の古い賣春史は詳めていない。(註1)

何世紀にも亘つて賣春は行なれていたが、近代的賣春の本質的特質が明確になつたのは1589年のことである。同年京都の賣春婦を取締るために公娼制度が創られたのであるが、当時すでに賣春婦は非常に多く上つていた。公娼は自由に営業することと許されながら廢娼費は徴収された。(註2)

(註1) ここに記した背景の資料は「婦人の世纪」(1947年1月 筑波科学出版社)や伊藤正氏著「日本娼遊歴史」等に基づいた。

(註2) 本報告書には公娼 法院其他職務に なじみの少い京都と用いたが賣春に関する主要な字句は次のようない意味で用いた。

(イ) 公娼 一 法律によつて賣春行為を許された賣春婦 戰後公娼制度は廃止されたから公娼とは敗戦前の賣春婦の一階級を指す。

(ロ) 公娼 貨賣費婦 一 不法に賣春を行う者即ち非公娼の者、敗戦の制度では貢賣費は禁じられていた。現在では公娼制度が廃止されたから賣春婦は事實上皆公娼である。

(ハ) 游廓 一 賣春婦が賣春を行つたために最までくる営業所(娼館)

敗戦の制度ではこの営業所は公認されていたが、現在では公娼室である。

(ニ) パンパングール 一 戰後の街娼。しばしば日本人は「やせの女」や「闇の女」とも云う。

公娼制度は人身賣買といひ長期契約即ち年請契約と言うやうなものより特權的な性格を持つようになり、300年も大した変化なく續いたが、1868年の明治維新後漸く少ししづつ変化してきた。年請契約を始んぐ賣春婦は事實上年請を入れた契約の文様であつて現実に身体を拘束されると同時に該文によつて売られるていた。

1617年原点に始めて次第漸く出来日本の賣春資金時代を

性暴力問題資料集成

買壳春問題資料集成〔戦後編〕

全二十五回・別冊一

A4判・B5判／上製／総約九〇〇〇ページ

● 摘定価・本体六〇〇,〇〇〇円+税

● 推薦=角田由紀子・高里鈴代・吉見周子・宮本潤子・高橋喜久江

● 別冊=解説(藤目ゆき／大阪外国語大学)・総目次・索引
別冊のみ分売可」「〇〇〇円+税 ISBN4-8350-5355-9

配本概要(すべてA4判、ただし*印はB5判で別冊はA5判)

第一回配本 ● 第1巻 一九四五年二〇月～一九四九年八月

第二回配本 ● 第2巻 一九四九年九月～一九五一年二月

第三回配本 ● 第3巻 一九五一年一月～一〇月

第四回配本 ● 第4巻 一九五一年一月～一九五三年一月

第五回配本 ● 第5巻 一九五三年三月～六月

第六回配本 ● 第6巻 一九五三年七月～一二月

第七回配本 ● 第7巻 一九五三年二月～一九五四年三月

第八回配本 ● 第8巻 一九五四年四月～一九五五年三月

第九回配本 ● 第9巻 一九五五年六月～九月

第十回配本 ● 第10巻 一九五五年一〇月～一九五六年二月

第十一回配本 ● 第11巻 一九五六六年四月～七月

第十二回配本 ● 第12巻 一九五六六年八月～一九五七年一月

第十三回配本 ● 第13巻 一九五七年三月～五月

第十四回配本 ● 第14巻 一九五七年六月～一〇月

第十五回配本 ● 第15巻 一九五八年一月～一九五八年一月

第十六回配本 ● 第16巻 一九五八年二月～八月

第十七回配本 ● 第17巻 一九五八年九月～一二月

第十八回配本 ● 第18巻 一九五八年二月～一九五九年二月

第十九回配本 ● 第19巻 一九五九年四月～七月

第二十回配本 ● 第20巻 一九五九年七月～二月

第二十五回配本 ● 第21巻 一九六〇年一月～二月

第二回配本 ● 第22巻 売壳春禁止条例に関する地方自治体議事録

第三回配本 ● 第23巻 『壳春対策』第一号～第七二号

第四回配本 ● 第24巻 国会議事録Ⅰ

第五回配本 ● 第25巻 国会議事録Ⅱ
別冊 解説・総目次・索引

2006年刊行分

2005年刊行分

2004年刊行分

2006年刊行分

「戦前編／第Ⅰ期」全13巻
〔編集復刻版〕
買壳春問題資料集成

● 1997.4月～1998.4月既刊
廃娼運動資料を中心を集めて

ISBN4-8350-5347-8

「戦後編／第Ⅱ期」
全18巻・別冊1

● 2002.10月～2004.2月既刊
買壳春管理政策資料を中心を集めて

ISBN4-8350-5351-6

「戦後編」全25巻・別冊1
2004.7月～2006.12月刊行
● 摘定価・本体五〇、〇〇〇円+税

● 表示価格はすべて税別。

不出版

〒113-0023
東京都文京区向丘1-2-12
電話03-3812-4433
フックス03-3812-4464
振替00160-2-94084